



するめ〜ちゃんに福島町議会参画奨励条例を教えてくださいました。  
— 議会参画の手続きは不要、意見を聴く機会を設けます —

以前の傍聴規則は、傍聴者を規制するものだったんだけど、平成21年4月から、もっと議会に来てもらい、もっと議会の話を聞いてもらおうと、規則を全部改正して「福島町議会への参画を奨励する規則」として、住民参加型の議会運営の仕組みづくりをしてきたんだよ。

今回、もっと気軽に議会へ来てもらうことを目指して、参画者の手続きを不要とし、意見を伺う機会を設ける内容を盛り込んだ「福島町議会参画奨励条例」にしたんだよ。

新しくなったところを教えることにするめ〜。

### 福島町議会参画奨励条例 【全文掲載しています。】

(条例の目的)

第1条 福島町議会基本条例(以下「基本条例」)の理念・原則に基づき、会議は全て公開とし、傍聴(以下「参画」)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の規定)

第2条 「参画」とは、基本条例の理念・原則に基づき、会議においてその議論等を一方的に聴くだけでなく、議長の許可を受けて討議に参画することを言う。

(参画の奨励)

**第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参画の大事な場としてとらえ、町民の自主的な参画を促し、積極的に参画者の意見等を聴く機会を設ける。**

**【参画者の意見等を聴く機会を設けることにしたんだよ。】**

(参画席の区分)

第4条 参画席は、一般席・報道関係者席に分ける。

(参画者の定員)

第5条 一般席の定員は30人とし、うち車椅子用の参画席を2人分とする。

(参画の手続)

**第6条 参画の手続きは、特に要しない。**

**【これまで、名前を書いたりしてめんどうだったんだけど気軽に参画できるようにしたよ。】**

(議場への入場禁止)

第7条 参画者は、議場に入ることができない。

(参画席に入ることができない者)

第8条 議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者は、参画席に入ることができない。

(参画者の守るべき事項)

第9条 参画者は静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、議場の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第10条 参画者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、参画者がこの条例に違反したとき、速やかに制止し、命令に従わない場合は、退場させることができる。

議会を見に来てね〜